

| | | | |
|--------|-------------|----|------|
| 所 属 | 健康福祉部 高齢福祉課 | | |
| 担当(係)名 | いきがい支援担当 | 内線 | 2594 |

(款) 3 民生費 (項) 1 社会福祉費 (目) (6) 老人福祉費
(明細書事業名) 高齢者福祉総合対策費
災害時要援護高齢者支援対策事業費

| 1 事業費 | 【財源内訳】 | 【主な使途】 |
|------------------|------------|---|
| 1,000 (前年度 0) | 一般財源 1,000 | 報償費 515 (研修講師等) 需用費 147 (事務用品等) 使用料及び賃借料 44 (会場借上等) |

2 背景・目的

災害発生時には、住民の生命財産を守るため、迅速かつ的確な避難が必要とされる。特に過去の大規模災害における被害者の多くは高齢者であるという状況の中で、市町村では要援護高齢者に対する情報伝達・避難支援の体制の整備が喫緊の課題となっていることから、市町村における災害時要援護高齢者支援体制の整備を促進する。

近年の大規模災害の被害状況 (高齢者は60歳以上)

| | |
|-------------------|---------------|
| 平成16年7月 新潟・福島豪雨災害 | 死者16名中14名が高齢者 |
| 平成16年7月 福井豪雨災害 | 死者4名全員が高齢者 |

3 事業内容

研究会の開催

県内学識経験者、社会福祉協議会、市町村等で構成する研究会を設置し、県が作成した「災害時要援護者支援対策マニュアル」を活用して、災害時の要援護高齢者支援体制のあり方等について検討を行う。

- ・要援護高齢者の把握の方法
- ・災害時の要援護高齢者に対する情報伝達・避難体制の構築

研修会の開催

災害発生時に地域において実際に活動することが求められる市町村や地域の自主防災組織等に対し、研究会における検討結果を基に、要援護高齢者支援体制の整備を促進するための研修を実施する。

4 事業効果

高齢者の生活に身近な地域における災害時支援体制の整備の促進が図られる。